

# ADRの現場から

172

不動産会社が知つておくべき  
トラブル解決ノウハウ

裁判によらず、当事者同士の話し合いでトラブルを解決するADR(裁判外紛争解決手続)。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が施行され、6月15日から司法に基づいた賃貸住宅管理業者の登録制度が始まりました。この背景には、近年問題になつているサブリーストラブルがあり、オーナーをトラブルから守るという意味合いがあります。このトラブルとは、事業者によってオーナーがなんらかの損害を被つてしまつことを指していますが、事業者が被害者の立場にばかりなるというわけでありません。相手が入居者はあります。

## 日本不動産仲裁機構

### 日本不動産仲裁機構

点について、入居初日からオーナーに苦情を入れたにもかかわらず、誠意のある対応もしてもらはず半年が経つてしまつていました。A氏は、なんとかオーナーに誠意のある対応をして欲しいと考えていました。

次は、アパートの賃貸中に賃主が死亡してしまった。最後は、借りている土地の所有者が賃貸人ではなかつたC社です。C社が20年前から駐車場として借り受けている土地について、賃貸人が当該土地の所有者ではなく、別の人気が所有者だということが判明しました。

同機構はトラブル当事者の申し立てを受け、第三者である調停人が双方の意見を聞いて調整を行つ。新型コロナウイルス感染症で、例えば賃料は、調停人が(200mなど)のURLを発行する形になります。(同)

ADRの調停の進行は、相談→申し立て→相手方への応諾確認→調停人選定→期日→紛争解決。相手方の応諾率は50%を切る。その中で和解となるのは2割程度だといいます。

詳しく述べ、同機構ADRセンター。電話03(3524)8013まで。

日本不動産仲裁機構のコロナ禍の中、不動産に関するトラブル相談事例やADRによる紛争解決手続は増えているのだろうか。

まず、持ちも不明の状況でした。B氏は、まずは賃料を支払うべき相手が本当は誰であるのかはつきりさせた上で、今後について相続人という人と話し合いたいと考えていました。

最初に、B氏は、木造二階建て長屋式アパートを借りていてしまつこともあります。今までが、貸主が死亡後は、相続人と名乗る人に家賃を継続して納めていました。しかし、4年ほどたつて2階部分に雨漏りが発生。B氏は相続人との間に相談をしましたが、「直接契約を交わしたわけではない」と取り合つてももらえませんでした。B氏は、そもそも賃料を支払うべきだといつて、手に賃貸人が貸しているといふことでも、「真の所有者である私に賃料を支払うべき」と主張。C社としては、真の賃貸人に賃料を支払うことについて承諾した覚えはなく、勝手に賃貸人が貸しているといふことはないが、現状の賃貸借契約について契約解除を行わなければいけないので、修繕の義務が付いています。B氏は、そもそも相続人という人が本当に相続をしているか疑わしく思いました。C社は、この「真の所有者が何と言おうが契約がある以上、賃料を支払ってもらう」と言われていました。C社は、このトラブルを解決すべく、3者での話し合いを望んでいました。

ADRによる解決は通常3カ月程度かかり、期日も3回以上行つことがほとんど。こ